

## 町田市告示第 403 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、町田都市計画ごみ処理場を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

2022年2月28日

町田市長 石 阪 丈



都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
町田都市計画ごみ処理場 第3号 町田市西部資源化センター	町田市相原町字根岸及び字大谷戸各地内

縦 覧 場 所

町田市役所都市づくり部都市政策課(市庁舎8階)  
町田市森野二丁目2番22号

掲示期限:3月14日

計画書

町田都市計画ごみ処理場の決定（町田市決定）

町田都市計画ごみ処理場 第3号町田市西部資源化センターを次のように決定する。

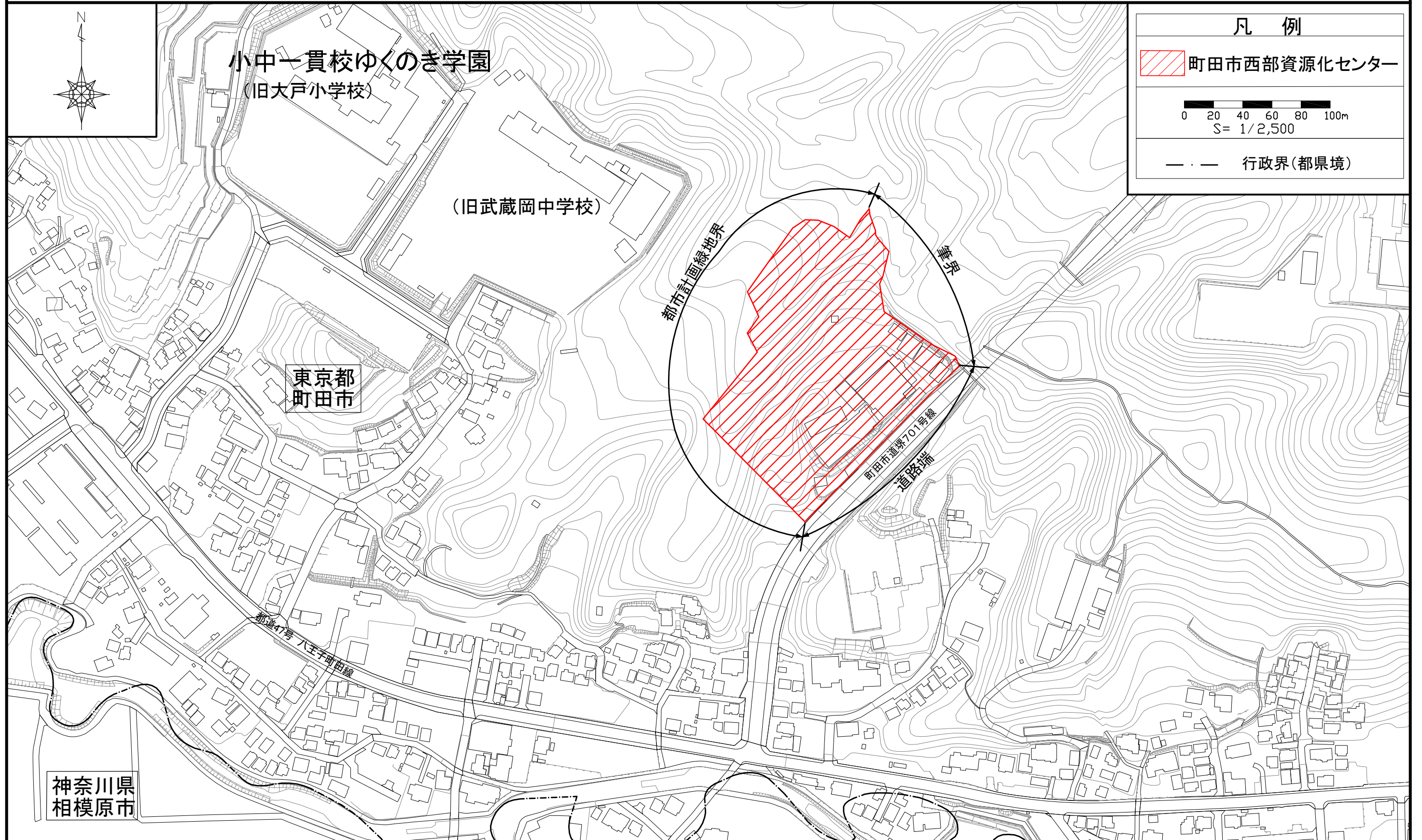
名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
第3号	町田市西部資源化センター	町田市相原町 字根岸及び字 大谷戸各地内	約 1.9 ha	計画施設（計画規模 26.2 t/日） 選別施設 圧縮処理施設 圧縮梱包処理施設 資源化品目 プラスチック類（ペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチック等） カン類 ビン類 その他（紙類、有害ごみ等）

「区域は計画図表示のとおり」

理由

当該施設は、町田市都市計画マスタープラン等の計画に基づく、町田市のごみの資源化率の向上を図り、資源循環型社会の構築を担う施設であり、これを整備するため、都市施設（ごみ処理場）として決定する。

# 町田都市計画ごみ処理場 第3号町田市西部資源化センター計画図 【町田市決定】



この地図は「2019町田市地形図」を使用して作成したものです。